

行動倫理規範

慎重なコミュニケーションに関する方針

ETHICS & LEGAL COMPLIANCE | ISSUED: May 1, 2014 – REVISED: December 13, 2021

この方針は、全てのコミュニケーションにおいて慎重でありかつプロフェッショナルであることの重要性を、従業員、並びに、役員、取締役、コンサルタント及び代理人を含む Magna の代表として行為するその他の者が理解する助けとなることを意図しています。そのように行為することは、不十分なコミュニケーションがもたらしうる悪影響から貴方と Magna を守るのに役立ちます。

この方針は、Magna International Inc. 及びそのグローバルな全ての事業運営グループ、部門、合併事業及び他のオペレーション（以下、「Magna」と総称します）に適用されます。

はじめに

Magnaの従業員に対しては、その全てのコミュニケーションにおいてプロフェッショナルかつ明確であり、かつ、伝達するための最善の方法を注意深く考慮することが奨励されています。事柄は、その複雑さ、緊急性及び機密性によって、対面式相談、電話、又はさまざまなプラットフォームでの電子コミュニケーション又は仮想コミュニケーションといった異なる伝達方法を必要とします。各伝達方法は、一定の目的に適合する場合があります。状況によってどの伝達方法が最適であるかについては時間をかけて検討するべきです。

書面で伝える場合は、その方法がその案件及び対象者にとって適切であることを確認してください。形式にかかわらず書面の連絡を作成する場合、その話題について熟考し、どのように文言を組み立てるか検討してください（風評的側面から、法的訴訟において又はその他）。注意を払い、プロフェッショナルな内容としてください。誇張又は不適切な憶測を排除してください。

コミュニケーションの基準

書面の連絡を送る際は、以下の事項を確認してください:

- 連絡の受取人を知り、確認する。受信者をチェックする – eメール・アドレスを入念に見直し、「全員に返信」機能を使用する際には留意する。メッセージを受け取る各人の役割を理解する。必要以上の情報（添付ファイル含む）を送信しないこと。社内メッセージはMagna内に留めること。
- 全てのコミュニケーションにおいてプロフェッショナルであること。メッセージの内容及び調子が適切であることを確認する。連絡内容について必要な背景を説明し、新聞又はインターネットでその連絡が公表された場合の反応を考慮すること。
- 競合他社との連絡の際には格別な注意を払うこと。この項について具体的な情報が必要な場合、Magnaの独占禁止・競争方針を参照してください。
- プライバシー、機密保持及び秘匿特権（適用される場合）を尊重すること。秘匿特権付きの連絡とは、訴訟又は法律相談に関連しうる、貴方と企業内又は外部弁護士との間の連絡です。

役立つヒント

以下については慎重に

- 競争上機密性の高い情報を含む、又は、価格、入札、市場若しくは顧客の割当て、又は、Magnaの独占禁止・競争方針に違反しうるその他の事柄に関するコミュニケーションといった、競争を緩和する目的で、競合他社と調整する試みと解釈されうるコミュニケーション。
- 自らの知識又は専門外の分野で意見を述べること - 推測又は仮定は行わないこと。自らが実際に知識を有する情報を明確に述べること。自らの知識又は専門外の分野に対応する際は、他の者を関与させること。
- 法律上の問題 - 提起された法律上の問題について連絡する内容について確信がない場合、所属するグループ、地域及び/又はコーポレートの弁護士を適宜関与させ、適切な場合は、連絡文書に「秘匿特権対象及び機密情報」と記すこと。
- ソーシャル・メディア経由のコミュニケーション - Magnaの代表として行為する従業員その他の者は、Magnaを誹謗中傷したり、その機密情報を開示したりしないことが求められています - この責務は、ソーシャル・メディアにも及びます。ソーシャル・メディア経由で行われたコミュニケーションは、ユーザーの設定にかかわらず、私用とみなされてはなりません。詳しくは、MagnaのグローバルなEメール・インターネット・ソーシャルメディア方針を参照してください。

以下の事項は決して行わないこと

- 大げさな約束 - 事実に基づくこと。
- 気持ちが動揺しているときにメッセージを送ること。むしろ、メッセージのドラフトを一定期間保存して、見直してから送信すること。セカンド・オピニオンを得ることを検討する。
- 他の利害関係者と否定的な話をする - プロフェッショナルであること。
- 差別的な又は嫌がらせとなるメッセージを送信又は転送すること。そのようなメッセージを受け取った場合、スーパーバイザー又はマネジャー、人事部、グループ、地域又はコーポレートの弁護士、内部監査、又は倫理・法務コンプライアンス部員の支援を求めること。詳細については、Magnaの嫌がらせ・差別禁止方針を参照してください。

会社情報

Magna又は自らの作業に関係する、ほぼ全ての形式のコミュニケーションは、会社の情報（書面、電子、音声その他の形式を問わない）とみなされうることを覚えておいてください。会社の情報は、Magnaの事業にとって重要で - 社内及び社外の審査（社内及び社外の監査人、政府機関又は調査官、並びに、訴訟その他の手続で証拠を審査する弁護士によるものを含む）の対象となる可能性があります。

「オフレコ」の会話又はコミュニケーションは存在せず、削除されたものはすべて復旧可能であると考えてください。

慎重にコミュニケーションを取ることは、Magnaの評判だけでなく貴方自身の評判を守る助けとなります。

企業開示

Magnaの従業員は、その職責の履行において要求される場合を除き、「重要な非公開情報」である会社の業務について、いかなる者（友人、親戚及びその情報を知る必要のない他のMagna従業員を含む）とも議論してはなりません。さらに、Magna従業員は、「権限を与えられた広報担当者」でないかぎり、報道機関、業界専門家又はMagna株主と、会社の業務について話すことはできません。詳しくは、Magnaの企業情報開示方針及びメディアポリシーを参照してください。

データのプライバシー及び保護

コミュニケーションには、Magnaが保護しなければならない個人情報が含まれる場合が多いことに注意してください。個人情報は、目的のために必要なもののみを権限を有する担当者にのみ開示します。データ・セキュリティに関する事故の発生リスクを低減するために、Magnaのセキュリティ・プロトコルを順守してください。詳細に関しては、Magnaのデータ・プライバシーに関する指針及び関連する手順を参照してください。

詳しい情報が必要な場合:

詳細及び助言に関しては、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、Regional Compliance Officer、又はMagnaの倫理法令順守担当バイス・プレジデント、広報・メディア担当バイス・プレジデントまで問い合わせてください。

Issued:	May 1, 2014
Revised:	December 13, 2021
Next Review:	Q4 2024
Issued By:	Ethics & Legal Compliance
Approved By:	Chief Compliance Officer, on behalf of Magna Compliance Council